

まちづくり活動を募集します!!

みなさまの手で、加東市をより元気なまちに!

令和6年度

加東市まちづくり活動(応募活動分)

募集要領



加東市マスコット 加東伝の助

加東市 市民協働部 人権協働課

募集期間

令和6年4月25日(木)から5月24日(金)まで

令和6年度加東市まちづくり活動（応募活動分） 募集要領

1 目的

市民の皆さまが「自ら考え、行う」活動を支援することにより、地域の活性化、市民と行政の協働のまちづくりに寄与することを目的とします。

2 補助メニュー

次の3コースから1コース選択し、応募してください。（応募できるのは1コースのみです）

コース	一般コース	スタート応援コース	テーマ解決コース
対象活動	市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動または地域コミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図られる広域的なものを対象とします。		次のテーマに合致する活動を対象とします。 ①人口の維持・増加 ②加東市の知名度アップ、交流人口の増加 ③男女共同参画や女性活躍の推進 ④国際交流や多文化共生の実現
補助率	対象経費の60%	対象経費の100% (3年目は80%)	対象経費の100%
補助上限額 (予算の範囲内)	200,000円		300,000円
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ○活動は令和6年度中（令和7年3月末まで）に完了するものとします。 ○営利目的、反社会的、政治または宗教を普及する活動は対象外とします。 ○国・県・市などの補助金の交付を受けている、または受ける予定の活動は対象外とします。 ○<u>慣例的な活動や団体の内部に止まる活動は対象外</u>とします。 ※原則として、希望者が活動や催しに参加できる、または活動の成果が広く市民に共有・還元されるものを対象とします。ただし、合理的な理由による制限（例：人数の制限、対象年齢の設定等）は可とします。 ※スタート応援コースの1年目に限り、単一自治会内に止まる活動も対象とします。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○同一団体に対する補助は、連続した2年間までとします。ただし、スタート応援コースに限り、団体設立から3年間まで補助を受けることができます。（2年目以降も毎年審査を受ける必要があります。） ○団体名・代表者名が違って、構成員を引継ぎ、活動の目的や内容が同じ場合は同一団体とみなします。 		

3 対象団体

市内に活動拠点をもち、構成員が概ね5名以上、かつ、その代表者と構成員の半数以上が加東市に在住・在勤・在学している者である団体を対象とします。ただし、スタート応援コースは、設立後3年以内の団体に限ります。

テーマ解決コースで定めるテーマ

①から④までのテーマについて、現状と目指す状態・将来像を踏まえて行う活動を対象とします。

①人口の維持・増加につながる活動

【現状と目指すべき状態・将来像】

さらなる少子化・人口減少が予想されるため、市外からの定住・移住を促す取組を通して、人口の維持・増加を目指します。

【活動例】市外の方を対象とした市民農園体験や就農体験、空き家の魅力発信など

②加東市の知名度アップ、交流人口の増加につながる活動

【現状と目指すべき状態・将来像】

市内にある数多くの名所や歴史的な遺産、貴重な観光資源などを有効活用するため、さらなる魅力発信やPRを行い、市外から人を呼び込み、加東市の知名度アップと交流人口の増加を目指します。

【活動例】加東市の歴史・名所などの魅力を紹介するツアーなど

③男女共同参画や女性活躍の推進につながる活動

【現状と目指す状態・将来像】

少子高齢化の進展や人口減少が進む中で、社会の多様性と活力を高めていくために、男女共同参画や女性活躍を推進し、性別に関係なく誰もがその個性と能力を發揮できる、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

【活動例】女性の起業・就業支援、男性の家事参画を目的とした男性料理教室など

④国際交流や多文化共生の実現につながる活動

【現状と目指す状態・将来像】

外国人住民を、地域コミュニティを構成する一員として受け入れ、ともに地域の活性化に取り組むため、外国人住民への日本語教育支援や生活情報の提供などの生活支援を通して社会参加を促進することで、市民や地域の共生意識を醸成し、多文化共生社会の構築を図ります。

【活動例】外国人住民を対象とした日本語教室、外国語対応のガイドブックや観光マップの作成など

4 補助対象経費

対象となる活動に直接必要となる経費のうち、性質上、市が認めるものとします。なお、**団体の運営上必要な経常的な経費は性質を問わず対象外**とします。

<補助対象となる支出>	<補助対象とならない支出>
(1) 使用料（施設使用、自動車借上げ、機器使用等）	(1) 土地や建物（完成品）の購入費、賃借料
(2) 消耗品費（用紙、文房具等）	(2) 酒類の代金
(3) 印刷製本費（チラシ、プログラム印刷等）	(3) 報酬、賃金、手当
(4) 食糧費（弁当、飲料等）※制限あり	(4) 補助金、負担金
(5) 原材料費（食材、資材等）	(5) 寄付金
(6) 賞品代 ※制限あり	
(7) 備品代 ※制限あり	
(8) 謝礼（講師・出演者への謝礼等）	
(9) 交通費 ※制限あり	
(10) 委託費 ※制限あり	
(11) 役務費（手数料、郵送料等） ※制限あり	
(12) その他活動に必要と認められる経費	

経費が対象となるかどうか迷う場合はお問い合わせください。

※制限について

食糧費：補助対象経費の3分の1以下（弁当代等の単価900円/人まで）

（飲料代の単価160円/人まで）

賞品代：補助対象経費の2分の1以下（単価300円/人まで）

備品代：合計20,000円まで（ただし、スタート応援コースは50,000円まで）

交通費：活動日の移動で、公共交通機関の利用に係るもの。（宿泊費は対象外とします。）

委託費：補助対象経費の2分の1以下

役務費：利用明細書及び引き落としがあったことがわかる通帳の写し等を提出できるもの。

5 応募について

次の書類を募集期間内に市民協働部人権協働課へ持参してください。

<提出書類>

- ・加東市まちづくり活動提案用紙
- ・必要予定経費
- ・団体概要調書
- ・団体構成員名簿
- ・活動計画書 ※スタート応援コースのみ
- ・提案書類提出時チェックリスト
- ・その他（団体規約、活動の内容がわかる資料 など）

応募者は、加東市まちづくり活動認定審査会で、提案内容について説明していただきます。

認定審査会では、まちづくり活動と認定することの是非及び採択すべき活動の順位について審議し、その意見を市長に報告します。市長は、報告のあった意見を基に補助金交付対象とすることの可否、採択の順位を決定します。

審査会の日程等は、応募者に別途お知らせします。

6 手続きの流れについて

①加東市まちづくり活動提案用紙 提出【応募者】

↓

②認定審査会 提案【応募者】 審査【市】

↓

認定

③補助金交付申請書 提出【応募者】

↓

④補助金交付決定通知書 送付【市】

↓

⑤請求書 提出【応募者】

↓

⑥補助金交付（概算払）【市】

↓ 活動完了後

⑦実績報告書 提出【応募者】

↓

⑧補助金額確定通知書 送付【市】（補助金決定額と同額の場合、確定通知は省略）

活動内容の変更や補助金額に影響するような収支の増減が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

7 活動内容の発表について

認定された活動は、取組内容をまとめたものを作成のうえ、活動内容や成果等を発表していただきます。発表日時や方法については、あらためてご案内しますので、発表に向けて、活動の効果や参加者数の把握、写真の撮影をお願いします。

<参考>

令和5年度に補助を受けた団体の発表

- ・令和5年11月「まちづくり活動団体交流会」での活動内容の発表及び他団体との交流
- ・市庁舎ロビー等での団体紹介パネル展示

令和4年度に補助を受けた団体の発表

- ・令和5年2月「人権と協働を考える市民のつどい」での活動内容の発表
- ・市庁舎ロビーでの団体紹介パネル展示

8 注意事項

まちづくり活動に認定された活動については、活動場所等への立入りをを行い、活動内容や購入品等を確認する場合があります。

9 提出・お問い合わせ先

加東市市民協働部人権協働課市民協働係（庁舎1階）

〒673-1493 加東市社50番地

電話：0795-43-0544

FAX：0795-42-1735

Eメール：kyoudou@city.kato.lg.jp